

第1号様式（第5条関係）

戸田市市民活動サポート補助金応募用紙（2っこり・10じつ）

（宛先）
戸田市長

2019年4月8日

団体名 特定非営利活動法人市民後見支援協会
 代表者氏名 郡司 理
 代表者住所 [REDACTED]
 [REDACTED]
 代表者連絡先 [REDACTED]

コース	2（に）っこりコース	10（じゅう）じつコース
事業名	戸田市における成年後見制度の広報及び利用促進事業	
補助年数	1年目	2年目 3年目
実施期間	2019年4月1日 ～ 2020年2月15日	
事業総額	2,394,733 円	
補助対象経費	1,414,733 円	
補助金申請額	1,000,000 円	
確定前交付の希望	希望する	希望しない
申請中又は交付予定の補助制度	名称	
	実施主体	
連絡担当者	氏名	加藤大貴
	住所	[REDACTED]
	電話	[REDACTED]
	Fax	
	Email	[REDACTED]

《事業計画書》

1 事業名

戸田市における成年後見制度の広報及び利用促進事業

2 事業を実施する背景・きっかけ・動機

平成12年4月の民法改正により、新たに成年後見制度が導入され、成年後見人が身上監護・財産管理に関する事務を行うことによって被後見人の権利擁護を図ることが可能となりました。今後、認知症患者が爆発的に増加することが予想されており、これに対応するため法律上（下記参照）市町村に成年後見人を育成するための研修等を行うことが義務付けられております（現時点では戸田市は未実施）。

また、成年後見制度の広報が適切に行われていなければ、市民が同制度利用の必要性に気づかず、結果として自治体が環境整備をする優先順位が下がってしまうという悪循環が生じてしまいます。

私達の協会では、戸田市内で成年後見制度に関する勉強会や広報のためのイベントを開催することで、戸田市市民の成年後見制度の理解深化と利用促進を目指すべく、当該事業を実施するに至りました。

【老人福祉法第32条の2】

1 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業の目的

戸田市においては、①そもそも成年後見需要がどの程度あるか把握されていない②仮に成年後見需要があるとしても、その対応窓口（成年後見センター等）が整備・周知されていない等の課題があります。

当該事業では上記課題を解決するため、

①については、戸田市の市民向けの成年後見の理解促進のためのイベント（チャリティー落語会・エンディングノートセミナー等）でのアンケート等とおして成年後見需要を把握できるようにする

②については、成年後見制度の勉強会・シンポジウムをとおして関係者（行政担当者・社協職員・士業・民生委員等）が成年後見の実施に必要な知識・情報を得られるようにする

ことを目指します。

4 事業を実施することで予想される効果

1、戸田市民に生じる効果

当事業の各イベント（チャリティー落語会・成年後見勉強会・エンディングノートセミナー）に参加することで、高齢者とその家族が適切に最終末期の準備を行えるようになる。また、判断能力が不十分になった場合の相談先が明らかとなることで、安心して暮らせるようになる。

2、成年後見実務者に生じる効果

- (1) 成年後見制度の勉強会・シンポジウムの開催により、戸田市内で成年後見に関わる実務者（専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）、親族後見人、市民後見人）が、後見業務に必要な最新の知識（法改正・裁判所の運用変更への対応等）を習得することができる。
- (2) 戸田市行政関係者・法律専門職・福祉専門職・地域ボランティア間での連携が深化し、将来の中核機関（成年後見センター）設立・運営の際の基盤を作ることができる。

3、当団体に生じる効果

一つの自治体について集中的に関わることで、地域の特性に合わせた成年後見支援サービス（市民向け・自治体向け）を構築できるようになることが予想される。

5 具体的内容

1、チャリティー落語会・勉強会

- (1) 開催目的：参加者が成年後見制度への理解を深めるきっかけを提供する
- (2) 内容・高齢者をテーマとした落語会
・成年後見についてのパネルディスカッション
- (3) 開催時期及び演者等
第1回：2019年5月9日（木）
落語会演者：██████████、██████████
勉強会講師：品川区社協職員、弁護士等
第2回：2020年1月頃
落語会演者：██████████
勉強会講師：社協職員、弁護士等
- (4) 開催場所：上戸田地域交流センター
- (5) 参加対象者：戸田市周辺の高齢者の家族、成年後見関係者
- (6) 対象人数：各150人

2、成年後見制度に関するシンポジウム

- (1) 開催目的：参加者が成年後見制度への理解を深め、将来の中核機関設置に向けた認識のすり合わせを行う
- (2) 内容：成年後見についての基調講演・パネルディスカッション
- (3) 講師・基調講演：██████████ 弁護士・参議院議員（予定）
・パネルディスカッション：弁護士・先進自治体の職員・社協職員
- (4) 開催時期：2019年10月頃

- (5) 開催場所：戸田市文化会館
- (6) 参加対象者：戸田市周辺の高齢者の家族、成年後見関係者
- (7) 対象人数：200人

3、エンディングノートセミナー

- (1) 開催目的：参加者に終活準備を促し、併せて成年後見制度の理解を深めてもらう
- (2) 内容：エンディングノートの書き方・家族に書いてもらう方法を学ぶ
- (3) 講師：当協会員
- (4) 開催時期：2020年2月頃から順次
- (5) 開催場所：初回は東部福祉センターを予定
※来期以降は、西部福祉センター・新曽福祉センターにて開催予定
- (6) 参加対象者：戸田市周辺の高齢者とその家族
- (7) 対象人数：各20名

6 事業実施のスケジュール

月 日	内 容
4月以降毎月	戸田市成年後見協議会開催
5月9日	チャリティー落語会・勉強会開催
10月頃	成年後見についてのシンポジウム
2020年1月	チャリティー落語会・勉強会
2月	エンディングノートセミナー@東部福祉センター

7 事業の実施体制

1、戸田市成年後見協議会の開催

成年後見関係者（※）を集め、情報共有や意見調整を行う。

（※）成年後見関係者

①戸田市役所職員②戸田市社会福祉協議会職員③民生委員④専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）⑤民間事業者（空き家問題に関わる不動産事業者等）

2、市外関係機関との連携

①埼玉県弁護士会

：埼玉県下の成年後見需要の情報提供や、法律相談の窓口になって頂く。

②さいたま家庭裁判所

：成年後見に関する各種情報の提供をして頂く。

8 事業実施の際に予想される課題

- 1、成年後見制度の認知度の低さに伴う課題
：成年後見制度に関する各イベントを開催したとしても、集客が困難であり、望むような広報結果が得られない可能性がある
→（対策）知名度が高い演者・講師を招聘し、認知度向上の機会を設ける
- 2、当NPOが設立から間もないことによる課題
：当協会の呼びかけに、行政その他の成年後見関係者が応えず、成年後見制度利用促進の目的が達成されない恐れがある
→（対策）成年後見人の選任機関である家庭裁判所を巻き込み、当協会の呼びかけに応じるメリットを成年後見関係者に提供する

9 事業の成果目標（具体的数値を用いてください。）

- 1、イベント自体への参加人数（最低限の目標）
 - (1) チャリティー落語会（100人）、勉強会（50人）
 - (2) 成年後見制度に関するシンポジウム（150人）
 - (3) エンディングノートセミナー（10人）
- 2、上記イベント参加者からのアンケート回収率（最低限の目標）
→各20%
- 3、上記アンケートの結果を取りまとめた報告書を協会HP上に記載
→1.4万PV（ウェブサイト内の特定のページが開かれた回数）以上※戸田市の人口（約13万9000人）の10%以上の数値を目指す

10 補助終了後に当該補助金に頼らずに事業を継続していく方法

- 1、協賛金を獲得する方法
：当協会の主催するイベントについて集客目標を達成することにより、その成果を協賛企業にアピールし協賛金を獲得する。
- 2、親族後見人へのサポートサービスを提供する方法
：家庭裁判所から親族後見人として選任された者に対して、メールサポートや法律相談を受けるサービスを有償で提供する。
- 3、市民後見人養成講座の運営へ参画をする方法
：戸田市若しくは戸田市社会福祉協議会から、市民後見人養成講座運営の全部または一部の委託を受ける。

《収支予算書》

【収入】

科 目		予 算 額 (円)	内 訳
補助金・ 助成金	市民活動サポート	1,000,000	
	その他		
自己資金		694,733	
利用者負担金		200,000	参加費 1000円×200人
協賛金・寄附		500,000	5万円×のべ10社
その他			
合 計		2,394,733	

【支出】

	科 目	予 算 額 (円)	内 訳
補助対 象経費	謝礼金	100,000	・広報 HP 掲載インタビュー謝礼金 10万円 (NPO・認知症カフェ等 1回2万円×5回分)
	消耗品費	23,746	・インクカードリッジ (6,580円×3セット) ・紙 (2,003円×2箱)
	通信運搬費	356,400	事業用の HP 管理費 1月 32,400円×11ヶ月 (内容) ・成年後見広報インタビュー動画公開設定 (YouTube を利用) ・リスティング広告運営 ・LINE@運用 ・ステップメール管理
	印刷製本費	177,036	・チラシ:A4片面カラー10万枚 (1万枚あたり 14,441円×10(万枚)=144,410円) ・パンフレット:A3両面カラー二つ折り(落語会1回200枚×2回) (200枚7,673円×2回=15,346円) ・小冊子:A4中綴じ16P 100冊16,000円(税抜)×1.08=17,280円
	使用料	77,550	・あいパル:落語会時の機器・会場・附属設備使用料 56,280円(1回28,140円×2回) ・戸田市文化会館:シンポジウム時の会場使用料 21,270円(会議室303(5,400円)+304(15,870円)) ※シンポジウムが戸田市共催事業となる場合には不発生
	委託費	546,297	・新聞折込広告費 177,693円(1回56,387円×1.08×3回-5,000円(初回割引料金)) ・プレスリリース代行費用 32,400円 ・インタビュー動画文字起こし委託費 55,404円(1回1時間10,260円×1.08×5回) ・パンフレット監修料(行政書士) 108,000円(1時間あたり4,000円×25時間分×1.08) ・広報小冊子監修料(1時間あたり4,000円×

			40時間分×1.08) 172,800円
	賃借料	133,704	・ 什器運搬・勉強会参加者移動のためのレンタカー賃借費 57,024円 (SPクラス1回 4,800円 (税抜) ×11回×1.08) ・ 落語会機材レンタル代 (高座・座布団等) 76,680円 (1回 38,340円×2回)
小計		1,414,733	内訳 補助金申請額: 1,000,000円 自主財源: 414,733円
補助対象外経費	出演料	400,000	落語会演者出演料
	謝礼金	250,000	シンポジウム基調講演者謝礼金
	人件費	330,000	事業用HPのデータ入力アルバイト雇用費 (月3万円×11ヶ月)
小計		980,000	
合計		2,394,733	

